

北海道余市町基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進區域

設定する区域は、平成30年1月1日現在における北海道余市郡余市町の行政区域とする。面積は概ね14,059ヘクタール（余市町面積）である。ただし、自然公園法に規定するニセコ積丹小樽海岸国定公園、特定植物群落である「積丹半島海岸段崖植物群落」「小樽海岸海岸段崖植物群落」を除く。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域には存在しない。

(地义)



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

余市町は、北海道の西部、積丹半島の東の付け根に位置し、東は小樽市、西は古平町、南は仁木町、赤井川村に隣接している。地理的には、北は日本海に面し、他の三方はゆるやかな丘陵地に囲まれている。町の中央部を余市川が流れており、水資源が豊富である。

気候は、北海道の中では比較的温暖であり、夏は平均気温約20度で雨が少なく、冬は平均マイナス2度程度で、積雪こそ多いもののマイナス10度を超えるような厳寒の日はほとんどない。このような気候が、果樹栽培に非常に適しているといわれている。

②インフラの整備状況

交通インフラは、国道5号が町内を縦断している。本国道の利用で、小樽市までは約30分で移動できる。小樽市から、札幌自動車道（高速自動車国道）を利用することにより、札幌市には約80分、新千歳空港まで100分で移動できる。平成30年度開通予定の北海道横断自動車道（余市～小樽）を利用すれば移動時間はさらに短縮され、札幌市から60分圏域になる。

鉄道は、JR余市駅があり、小樽駅までは約30分、札幌駅までは約60分で移動できる。利用者は一日600人ほどであり、後志管内では小樽市に次ぐ利用者数となっている。

港湾は、余市港があり、港には余市郡漁業協同組合による「余市水産物地方卸売市場」などが立地している。本市場は、人口約3万人を有する北後志生活圏を有し、北後志及び本州への生鮮魚介類の供給基地として重要な役割を担っている。

(アクセス)



◇新千歳空港 ⇄ 余市町
車で約1時間40分
JRで約1時間40分

◇札幌駅 ⇄ 余市町
車で1時間20分
JRで約1時間

③産業構造

余市町の産業別就職者数は第一次産業16.7%、第二次産業が16.7%、第三次産業が66.6%を占める構造（平成27年国勢調査）となっている。

本町は、農業が基幹産業であり、平成27年の農業算出額（推計）は約96億円（平成2

7年農林業センサス市町村別農業産出額（推計））となっている。明治初期からの果樹栽培の歴史があり、北海道における一大生産地となっている。特にりんご、ぶどうの生産では全道一を誇っている。また、漁業については、古くはニシン漁により発展し、町の基礎が築かれたが、ニシンは昭和29年の漁を最後に余市湾への回遊が途絶え、今では「幻の魚」となってしまった。現在は、ニシンに代わって、「えび」、「いか」、「かれい」漁などがさかんに行われ、また北限の鮎の生息地でもある。また、気候風土がヨーロッパと似ているところから、ウイスキー醸造業が昭和初期から行われ、創業者をモデルとしたテレビドラマがNHKで放送され、話題となった。

昭和50年代ころからはワイン産業が盛んとなり、いまや全国ブランドとなるなど、洋酒の町としての一面もある。このほか、豊富な海産物を活用した「かずのこ」や「たらこ」など各種の水産加工品製造も盛んである。

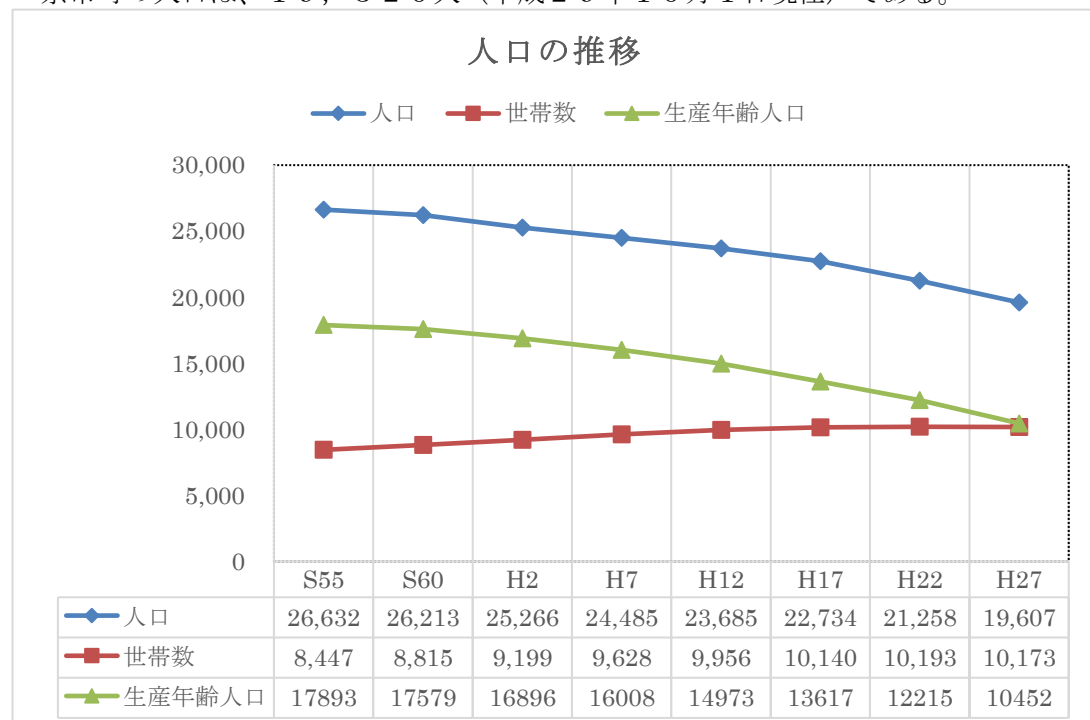
④観光

ニッカウヰスキー余市蒸溜所が、観光施設として全国的に有名である。

また、「フゴッペ洞窟」や、「旧下ヨイチ運上家」、「旧余市福原漁場」などの史跡も多く、歴史を感じることができる。逆に近未来的な施設として、日本人初のNASA宇宙飛行士であり、余市町出身である毛利衛氏の功績を称える「余市宇宙記念館」がある。

⑤人口分布の状況

余市町の人口は、19,320人（平成29年10月1日現在）である。



（国勢調査より）

昭和30年代には3万人台の人口があったものの、その後緩やかに減少している。現在は2万人を割る人口となっており、過疎化が進行している状況にある。

また、生産年齢人口についても同様に減少しており、平成27年は10,452人で全体の約53%となっている。(平成27年10月1日現在)

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

余市町は、農業が基幹産業であり、りんご、ぶどうの生産量は道内1位となっている。また、漁業について、年間漁獲量は2,712トンに上り、後志総合振興局管内における全漁獲量の1割を占めている。こうした豊富な農水産物を背景に、食料品製造業が盛んであり、余市町の製造業の付加価値額の76%を稼いでいる。

また、観光資源としては、ワイナリーが10件集積しているほか、ニッカウヰスキー余市蒸溜所や観光農園など、基幹産業である農業に関係する資源が豊富である。

こうした地域特性を踏まえ、農業・漁業をはじめとする第一次産業から生産された素材を活用し、付加価値の高い地域製品の生産を推進する。また、豊富な観光資源と、これら地域製品の連携による新たな観光メニューの開発等により、観光客数の増大と需要喚起を図り、地域経済の活性化を目指す。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	114百万円	—

(算定根拠)

- ・1件あたり平均40百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を2件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域内で1.42倍の波及効果を与え、促進区域で114百万円の付加価値額を創出することを目指す。
- ・114百万円は、促進区域の製造業の付加価値(4,000百万円)の約2.8%であり、地域経済に対するインパクトが大きい。
- ・また、KPIとして、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数、地域経済牽引事業の新規雇用者数を設定する。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	—	40百万円	—
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	2件	—
地域経済牽引事業の新規雇用者数	—	2人	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が3,920万円（北海道の1事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（平成24年））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

①促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で5%増加すること

②促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で1人以上増加すること

なお、（２）、（３）①については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

本計画では設定しない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①余市町のりんご、ぶどう等の特産物を活用した食料品製造関連分野
- ②余市町のワイナリー等の観光資源を活用した観光関連分野

(2) 選定の理由

- ①余市町のりんご、ぶどう等の特産物を活用した食料品製造関連分野

余市町は、農業が基幹産業であり、平成27年の農業産出額は約96億円（平成27年農林業センサス市町村別農業産出額（推計））となっている。農家戸数は、370戸、農家1戸当たりの平均面積は約4ヘクタールとなっている。

主要作物は、りんご、ぶどうなどの果樹、野菜ではトマトなどを生産している。特に、りんご、ぶどうは、栽培面積、収量とも道内1位を誇るなど、道内有数の産地となっている。

＜余市町の主要作物別作付面積、収量及び北海道内ランキング＞

(ha, t)

りんご				ぶどう				トマト			
面積	順位	収量	順位	面積	順位	収量	順位	面積	順位	収量	順位
198.1	1	2991.9	1	395.5	1	2964.5	1	42	5	2240	5

野菜：北海道農政部農産振興課 平成29年度主要野菜作付実態調査

果樹：農林水産省 平成28年特別果樹生産動態調査

余市町の果樹栽培の歴史は古く、明治8年に、余市町に入植した旧会津藩士が、アメリカ人技術者ルイス・ベーマーの手ほどきを受け、日本で初めてりんごの栽培に成功したという記録が残っており、ぶどうなども明治の早い段階から栽培がされていた。

その歴史の大きな転機となったのは、昭和40年代から50年代にかけてである。このころ、りんごやぶどうの価格は次第に下落していき、生産農家は果汁製造などの加工品に活路を見出そうとしていた。そのような中、余市町と仁木町の農業試験地の責任者だった小賀野四郎氏がこの地域に最適な品種を見つけるために100種を超えるぶどうを試験栽培し、両町の農家に栽培指導を行った。



＜全道一の生産量を誇るぶどう＞

そうした努力がみのり、昭和４９年に、当町最初のワイナリー「余市ワイン醸造所」が創業したことを皮切りに、昭和５８年には、初めて本州のワイン醸造会社と余市町のぶどう生産者の間での栽培契約が結ばれた。これをきっかけに、続々と道内のワイン醸造会社が町内の生産者との栽培契約を結び、余市町はワイン用ぶどうの一大生産地として知られるようになった。今日では、ワイン用ぶどうの生産量は、全道一となり、全国のワインメーカーに出荷されている。

また、漁業について、余市町の年間漁獲量は２，７１２トンに上り、後志総合振興局内における全漁獲量の１割を占めている。主な水産物は、えび、いか、かれい等だが、近年では、ぶりなども多く漁獲されるようになっている。

＜余市町の主要魚種別漁獲量＞

	漁獲量（単位：トン）		
	余市町	後志 総合振興局計	余市町の割合
えび	161.8	275.0	58.8%
たら	304.0	1000.0	30.4%
ぶり	269.9	1277.0	21.1%
かれい	499.3	2927.0	17.1%
たこ	264.0	1570.0	16.8%
いか	259.8	2167.0	12.0%

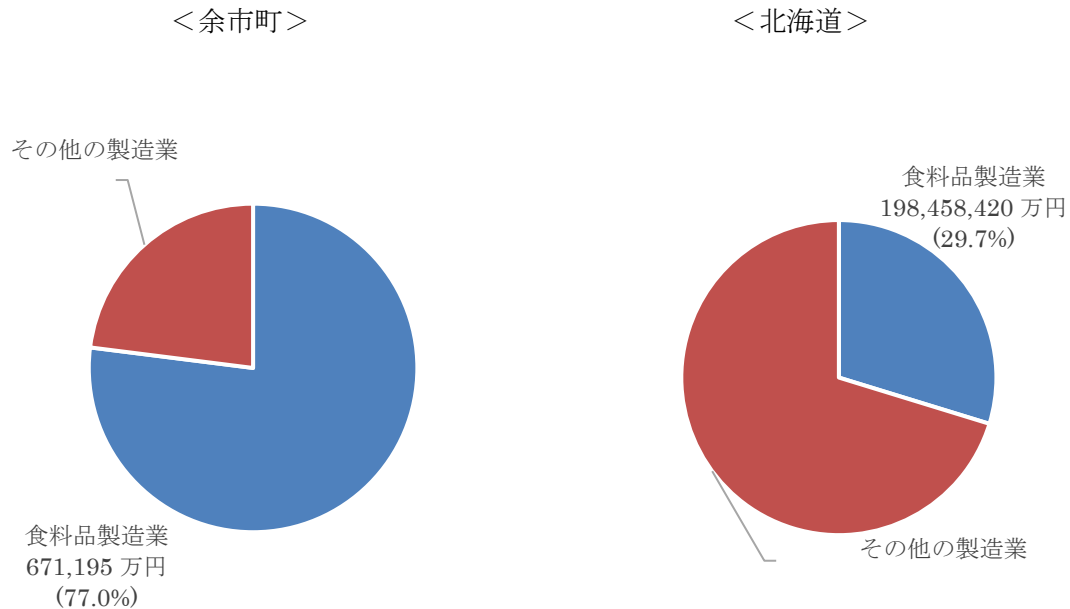
（北海道水産林務部 平成２８年北海道水産現勢）

これら特産物を加工している食料品製造業の製造品出荷額は、約６７億円で、余市町製造業全体の８７億円の７７％を占める。この割合は、北海道平均の約３０％を上回っており、他の自治体と比して食料品製造業が製造業の基幹を占めていることがわかる。

余市町の食料品製造業では、上記特産物の特性を生かした付加価値の高い製品が製造されている。

＜製造業における製造品出荷額等割合の比較＞

（出典：平成 26 年工業統計調査）



余市町の食料品製造業の中で特徴的なのが、ワイン醸造所（ワイナリー）である。余市町のこれまでのぶどう栽培の歴史と、近年のワインブームを背景に、現在 10 件のワイナリーが立地しており、全道のワイナリーの約 3 分の 1 が余市町に集積している（ワイナリーの詳細は、②で記載）。

また、余市町の特産物の生産者が自ら加工品の製造を手がける 6 次産業化の取組も盛んに行われており、全道一の収量を誇るりんごを加工したジュース、ジャム、シードル、スイーツ（アップルパイ、ジェラートなど）等をはじめとして、各種特産物を加工した製品を製造・販売をしている。これら生産物及び加工品は、②で述べる観光資源としても、大いに魅力のあるものとなっている。

このほか水産加工品製造業者が 26 社立地している。これら事業者では、余市町及びその近海で捕れた魚介類を原料に、身欠きにしんや燻製、かずのこ、たらこなど、付加価値の高い製品に加工し、観光客などに販売している。

以上を踏まえ、余市町のりんご、ぶどう等の様々な特産物を生かし、食料品製造事業者の付加価値向上を図り、関連産業である農水産業や観光業等の他分野にも経済的波及効果をもたらすことで、地域経済全体の稼ぐ力の増大を目指す。

②余市町のワイナリー等の観光資源を活用した観光関連分野

余市町には、①でも記載したとおり、ワイン醸造所（ワイナリー）が１０件集積しており、これを観光資源として、観光入込客数の増加を図っている。

<余市町のワイナリー>

余市ワイナリー	ドメーヌ アツシ スズキ
ドメーヌ タカヒコ	平川ワイナリー
リタファーム&ワイナリー	ドメーヌ・モン
O c c i G a b i ワイナリー	ワイナリー夢の森
登醸造	キャメルファーム

(余市町商工観光課調べ)



<余市ワイナリー>

<余市町の観光客入込数>

年度	観光客入込数	うち宿泊客数	
		うち外国人客数	
H24	812.7	26.4	0
H25	858.6	26.2	0.1
H26	1248.9	20	0.1
H27	1590.8	22.1	0.2
H28	1282.8	19.4	0.6

(余市町商工観光課調べ 単位：千人)

ワインの醸造を行うには、酒税法の最低製造数量基準(年間６キロリットル・７５０ｍｌの瓶に換算すると８，０００本)をクリアする必要があるが、これは新規にワイナリーを創業する事業者にとって、大きな負担となる。そこで、余市町では、構造改革特別区域法による酒税法の特例措置を活用し、平成２３年１１月２８日付けで、「北のフルーツ王国よいちワイン特区」として内閣総理大臣から認定を受けた。本特区認定により、ワイン

(果実酒)の最低製造数量基準が2キロリットルに緩和され、農業者が営む農家民宿や農園レストラン等で、自らが生産した果実を原料としてワイン(果実酒)を製造する場合、酒税法の最低製造数量基準(年間6キロリットル)を適用しない等、規制が緩和された。これにより、ワイナリーへの新規参入が容易となった。本特区認定後、8件のワイナリーが創業しており、うち4件が特区制度によるワイナリーとなっている。

このほか、余市町では、新たにワイナリーの創業を希望する新規就農者を対象に研修を行うなどの支援を行っている。

これらワイナリーを観光資源とすべく、隣町の仁木町と連携し、平成27年に「余市・仁木ワインツーリズムプロジェクト」を立ち上げた。本プロジェクトはワイン用ぶどうの生産から消費に係る調査を実施し、客観的データに基づく本地区のワイン用ぶどうの生産・醸造における優位性を裏付けるとともに、当該事業に携わる事業者への基盤整備に対する支援を行うものである。また、コンパクトなエリアにワイナリーが集約されている本地域の特性を活かし、徒歩や簡易的な交通手段で楽しめるワインツーリズムを実施し、国内外からの流入人口の拡大・ワイン産業の振興を目指している。

また、本ワインツーリズムプロジェクトの一環として、様々な地元ワイナリーのワインを地元の食材とともに味わえるワインバーも創業されており、観光客はもちろん地元の方からも注目を浴びている。

ワイナリーのほか、当町の観光資源として、ニッカウキスキー余市蒸溜所がある。同社は、昭和9年に日本のウイスキーの父と呼ばれた竹鶴正孝氏が、余市町の気候風土が本場スコットランドと似ていることから、この地を選んで創業した。現在は観光施設として大変な賑わいを見せている。同社では、製造工程の見学のほか、ウイスキー作り体験ツアーや、ウイスキー試飲・テイスティングセミナーなど、観光客が楽しめる多くの催しを実施している。また、平成26年にNHKの連続テレビ小説「マッサン」のモデルとなったこともあり、見学者が大幅に増加している。



<ニッカウキスキー余市蒸溜所>

＜ニッカウキスキー余市蒸溜所観光客入込数の推移＞

年度	観光客入込数
H 2 4	2 6 6
H 2 5	2 8 6
H 2 6	5 5 4
H 2 7	8 6 3
H 2 8	6 5 4

余市町商工観光課調べ（単位：千人）

このほか、①で記載した果樹栽培の強みを生かし、町内には観光農園が８件立地しており、ぶどう、いちご、さくらんぼなどのフルーツ狩りや、ジャム等の加工品を販売している。

以上を踏まえ、集客力が期待できる余市町のワイナリー等の観光資源を活かして、観光入込客数の増加を加速させ、観光に関連する事業者への波及効果により、地域全体の付加価値額向上を図る。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載のような余市町の様々な特性を生かした地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。

事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策の活用も検討する等、事業コストの低減や余市町独自の強みを積極的に活用する。

(2) 制度の整備に関する事項

①固定資産税等の減免措置等

余市町では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、固定資産税相当額の一部補助に関する条例を制定している。

また、北海道においては、活発な設備投資が実施されるよう、一定の条件を課した上で、不動産取得税の減免措置に関する条例を規定しており、地域経済牽引事業の用に供する施設を設置した場合の不動産取得税及び道固定資産税について、課税免除を行っている。

②地方創生関係施策

平成27年度から平成31年度にかけて地方創生関連交付金を活用し、道内外に向けたワイン産地としての魅力の発信や、ワイナリーやぶどう生産者などが連携して取り組むイベントへの支援等を実施している。

平成32年度以降も、「余市町のワイナリー等の観光資源を活用した観光関連分野」において、これまでの事業内容を踏まえた取組を進めていくほか、事業者の具体的なニーズに基づいた設備投資支援等による事業環境整備、販路開拓支援を実施する予定。

(3) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

北海道経済部産業振興局産業振興課、余市町経済部商工観光課において、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、北海道庁内関係部局及び余市町が連携して対応していく。

(4) その他の事業環境整備に関する事項

事業承継

域内の事業者における円滑な事業承継を支援するため、金融機関や税理士等に「北海道事業引継ぎ支援センター」や「北海道よろず支援拠点」といった支援機関に関する情報等を周知するとともに、地域の中核となっている企業等に対して事業承継診断等の施策ツールを周知する。

(5) 実施スケジュール			
取組事項	平成29年度	平成30年度 ～令和4年度	令和5年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①固定資産税等の 減免措置等	余市町：運用 北海道：12月に不 動産取得税及び道 固定資産税の課税 免除に関する条例 の改正済	運用	運用
②地方創生関係施 策	随時：事業者ニーズ の把握、支援策の検 討	交付申請・交付決定 後事業実施	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談窓口の設置	基本計画の同意に 合わせた相談窓口 の設置	運用	運用
【その他】			
事業承継	随時実施	同左	同左

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性 地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、地域の支援機関（余市商工会議所、余市観光協会）と連携して、地域経済牽引事業を支援していく。 (2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法 ①余市商工会議所 余市商工会議所は昭和27年に設立され、現在510人の会員で組織されている。同会議所では、小規模事業者の経営や技術の改善発達のため金融、税務、経営、労務などの指導や相談、また地域づくりと商工業振興のため、様々な事業に取り組んでいる。さらには創業支援ワンストップ窓口として、創業支援計画作成の相談など創業支援を行っているほか、余市町と連携のもと、商店街振興や空き店舗対策事業に取り組む。 ②余市観光協会 一般社団法人余市観光協会は、余市町の持つ様々な観光コンテンツを結び付け、まちづくりのサポートを行っている。当協会が中心となり観光事業者や農林水産・商工業者等が緊密な連携を図り、積極的な観光客誘致、特産品のPRを行っている。 ③金融機関 北海道信用金庫、北洋銀行等、金融機関と連携を図り、企業の新事業展開、販路拡大等のための資金需要に対して、積極的な支援を行うほか、経営課題に対する相談に対応し、地域企業の事業活動が円滑に進むよう支援する。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないように配慮し、環境関連法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域経済牽引事業の活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

また、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施する等、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

(2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会を作るため、犯罪及び事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携の下、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

また、交通事故を防止するため、歩道やガードレールを設置するなどにより歩道と車道を分離するなど交通安全施設の整備に努めるとともに、企業の事業所付近、特に頻繁に車両が出入りする箇所や交差点等、危険性が高いと思われる箇所については、ミラーの設置や警備員の配置等を求めていく。

(3) その他

①PDCA体制の整備等

余市町経済部商工観光課を中心に関係課による会議を開催し、本計画と承認地域経済牽引事業について効果の検証・実績の評価・計画の見直し等を年1回程度（10月ころ）に検討する。また、必要に応じて支援機関や有識者等の助言を求める。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画は、土地利用の調整を行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況

について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。